

総 税 市 第 1 4 号  
令 和 3 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）は令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として令和5年4月1日、地方税法施行規則の一部を改正する省令は原則として令和6年1月1日）から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからニまでに掲げる規定以外の規定 令和3年4月1日以後に支出する地方税法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金、同日以後に提出する申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書、同日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税並びに令和3年度以後の年度分の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の種別割
- ロ 第2章4、31の2（3）及び31の3（3） 令和6年度以後の年度分の個人の市町村民税
- ハ 第2章45（（12）を除く）、45の2、45の4（（12）を除く）及び45の6 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第7号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税

ニ 第9章3(5)イ 令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税